

Title	〔商法三四七〕 譲渡担保と被保険利益 (京都地裁昭和六三年一月二四日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.9 (1994. 9) ,p.87- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940928-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三四七〕 譲渡担保と被保険利益

〔判示事項〕

保険の目的物に譲渡担保権が設定されている場合には、担保権者はもとより設定者もまた火災保険契約の締結につき被保険利益を有する。

〔参照条文〕

商法六三〇条

〔事実〕

訴外Aは、X(原告)の事業の資金繰りのために、自己が加入するB農協から昭和五五年一月一〇日に金一〇〇〇万円を借り受け、同日これをXに貸し付けたが、B農協からの借り入れについては担保物が必要であったので、XとAはXのAに対する右金一〇〇〇万円の債務を担保する趣旨(したがってXが完済したら元に戻す趣旨)で当時未登記であったX所有の事業用建物(以下「本件建物」という)を昭和五四年十二月二日A名義に保存登記をしたうえ、昭和五五年一月一〇日本件建物に

保険金支払請求事件、昭和五九年の四四五七号
京都地裁昭和六三年一月二四日才二民事部判決、
一部請求認容(控訴) 金判七九八号二八頁、
判タ六七四号一九六頁

B農協のため抵当権を設定し、翌二一日その旨の登記を了した。

Xはかねてから本件建物につきY保険会社(被告)との間で保険金額を三〇〇〇万円とする火災保険契約(以下「本件火災保険契約」という)を締結し、毎年これを更新していたが、AはB農協のために本件建物に右抵当権を設定するに際し、同農協から本件建物につき建物更生共済契約を締結することを要請され、昭和五五年一月一〇日火災共済金額を金二〇〇〇万円とする建物更生共済契約をB農協との間で締結した。

その後、昭和五七年二月一五日に本件建物に火災が発生し、その一部が焼失して、AはB農協から昭和五八年三月三〇日に前記建物更生共済契約に基づく火災共済金から借入残金を控除した金一六六二万四六〇九円を受領した。一方においてAは、Xと同道のうえ昭和五八年四月五日訴外Cを訪れ、当時XのAに対する月々の返済金が約三〇〇万円滞っていたことから、AがCに対し右金員の借り入れ方を申し入れた際に、右借入の口

添えをするとともに返済の目処として現在Y保険会社とB農協が損害額の査定をしている最中であり、近いうちに火災保険金がXに支払われる旨を述べた。

その後、昭和五八年六月二八日にXはAから立退料（判決は、XのAからの借入金につき清算する意味もあつたものと解している）として金四五〇万円を受け取り、本件建物の残存部分をAに明け渡した。

XはY保険会社に対して訴えを提起し、本件火災保険契約にもとづく保険金二一〇〇万円（損害査定額）および遅延損害金の支払を請求した。これに対してY保険会社は、Xは本件火災保険契約当時（昭和五七年七月一三日更新）被保険利益である本件建物の所有権を有しないから、本件火災保険契約は無効であると抗弁し、さらに以下のように主張して争った。

「仮に譲渡担保の場合において、設定者であるXに被保険利益が認められるとしても、Aは昭和五五年一月一〇日B農協との間で本件建物につき火災共済金額を金二〇〇〇万円とする建物更生共済契約を締結し、同五八年三月三〇日右契約に基づき損害共済金一七七〇万九一一円、臨時費用金一五〇万円の合計金一九二〇万九一一円を受領しているから、Y保険会社がXに支払うべき保険金は、損害保険金二一〇万九〇一七円、臨時費用保険金一〇〇万円、残物費用保険金二二六万五九四一円の合計金二三三六万四九五八円から右金一九二〇万九一一円を控除した金四一五万五八四七円にすぎない。」

Y保険会社は、XとAとの間で、本件建物の所有権がXに帰属することが確定すれば、本件保険金（金額は別として）を支払う意思を有しており、仮に、Xの所有権が確定してY保険会社の保険金支払義務が認められるに至ったとしても、Y保険会社が遅滞に陥るのは、Xの所有権が確定した時点からである。」

〔判旨〕
請求一部認容。

「譲渡担保は、債権担保のために目的物件の所有権を移転するものであるが、右所有権移転の効力は債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ認められるのであって、担保権者は、債務者が被担保債務の履行を遅滞したときに目的物件を処分する権能を取得し、この権能に基づいて目的物件を適正に評価された価額で確定的に自己の所有に帰せしめ又は第三者に売却等することによって換価処分し、優先的に被担保債務の弁済に充てることができるにとどまり、他方、設定者は、担保権者が右の換価処分を完結するまでは、被担保債務を弁済して目的物件についての完全な所有権を回復することができるものと解する（最判昭和五七年九月二八日参照）。

したがって前記のような譲渡担保の趣旨及び効力に鑑みると、担保権者よりもとり設定者においても火災保険契約の締結について所謂被保険利益を有するものと解される。してみると、原・被告間の本件火災保険契約は有効であり、『右保険契約は無効である』との被告の主張は採るをえない。」

本件火災保険普通保険約款によれば、「その五条一項で『損害保険金を支払うべき他の保険契約（AとB農協間の建物更生共済契約もこれに当る）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、損害の額に本件火災保険契約の支払責任額を乗じたものを、それぞれの保険契約の支払責任額の合計額で除したものをY保険会社が支払うべき損害保険金の額とする』旨、同条二項で『臨時費用保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、一回の事故につき、一構内ごとに一〇〇万円（他の保険契約に限度額が一〇〇万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額。本件では……金一五〇万円と認められる）をこえるときは、一〇〇万円（他の保険契約に限度額が一〇〇万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）に本件火災保険契約の支払責任額を乗じたものを、それぞれの保険契約の支払責任額の合計額で除したものをY保険会社が支払うべき臨時費用保険金の額とする』旨、各定めていることが認められる。〔中略〕」

そうすると、前記算式で算出したY保険会社の支払うべき保険金は、……損害保険金一一四万七二七九円、臨時費用保険金六〇万円、残物費用保険金一二六万五九四一円の合計金一二八万三二一〇円である。

なお、Y保険会社は、『Xの所有権が確定してY保険会社の保険金支払義務が認められるに至ったとしても、Y保険会社が遅滞に陥るのは、Xの所有権が確定した時点からである』旨主張するが……本件火災保険契約当時、既に本件建物にA名義で保存登記されているのであるから、右主張は採るをえない。」

（研究）

判旨には賛成できない。

本判決は、譲渡担保権が設定された建物について、担保権者も設定者とともに被保険利益を有するものと解した上で、担保権者および設定者がそれぞれ別個に締結した火災保険契約の効果を、いわゆる重複保険契約として処理している。いわゆる重複保険契約とは、「同一の目的物につき保険事故、被保険利益および保険期間を共通にする数個の保険契約が締結され、その保険金額が保険価額を超過している場合」（保険法制研究会・損害保険契約法改正試案六三二条一項参照）をいうものであるから、本判決が担保権者の締結した火災保険契約と設定者の締結したそれとを重複保険として処理すべきものとしていることは、両者の被保険利益を共通なものと解していることを意味する。後述するように、譲渡担保の法的構成のとらえ方によって、担保権者と設定者のいずれもが目的物につき被保険利益を有するものと解する余地は十分にありうるが、しかし、損害保険契約の中でも特に火災保険契約のようないわゆる積極保険において被保険利益が意義をもち、法的機能を發揮するのは、「いかなる被

保険利益か」という点においてであり、担保権者の有する被保険利益と設定者の有するそれとに共通性を認めることは背理であり、そのことによって、実際上も不当な結果をもたらしているものと考えられる。

譲渡担保の法的構成については民法学上さまざまな見解の対立があるが、その主たる対立点は第三者たる転得者・差押債権者などに対する関係すなわち対外関係をめぐってのものである。これに対して、担保権者および設定者がそれぞれ目的物につきいかなる被保険利益を有するかという問題は、それ自体は純粹に対内関係におけるものである。

被保険利益の有無の問題を對抗要件によって決すべきものとする向きもあり、この立場では、不動産については登記によって問題を決すべきものとすることになるが、被保険利益の有無は純粹に実体的かつ実質的な問題であって、転得者等と担保権者または設定者との間で被保険利益の帰趨が争われるものではないかぎり、對抗要件は問題となる余地がない。また、転得者との間で被保険利益の帰趨が争われる場合であっても、對抗要件が問題になるのは実質的な利益がそれによって法的に決せられることの結果としてである。最高裁昭和三十六年三月一六日判決（民集一五巻五二二頁）は、建物の二重譲渡が行われ、その両方の譲受人がそれぞれ目的物たる建物につき火災保険契約を締結した場合において、無効な取得登記を有するに過ぎない方の譲受人の所有者利益を否定している。この判決について西島

梅治教授は、「ここでは登記の有無が所有者利益の有無を決定する絶対的な規準と考えられているわけである。」（西島「批判」ジュリスト三〇〇号二三二頁）とされるが、誤解であろう。すなわち、二重譲渡の場合においては、両譲受人の間において所有権がどちらに帰属するかがまさに對抗要件の履践の有無にかかっており、登記の有無は所有権有無の基準として用いられているのであって、右の判決は、所有権を有しない者に所有者利益なしとしているに過ぎない（倉沢・保険契約の法理一〇四頁以下）。

そもそも、わが商法において被保険利益が「保険契約の目的」としてとらえられているのは、損害保険契約において、少なくとも積極保険にあつては、それが契約の効力要件として機能するからにはかならない。すなわち、損害保険契約の目的を商法六二九条に即して損害填補と解するかぎり、契約の効力要件としてその目的が可能であるためには、約定された保険事故により、保険の目的物について、被保険者に損害の発生する可能性が存在しなければならず、物保険のような積極保険にあつては、保険事故により滅失すべき利益の存在がこの機能をなうことになるのである。したがって、問題はあくまでも約定の保険事故による損害の発生の可能性という実質的なものである。

筆者は、譲渡担保の目的物に関する被保険利益の帰趨について、英国海上保険法一四条に明定されているモーゲッジの場合と同様に、設定者が所有者としての被保険利益すなわち所有者

利益を有するのに対して、担保権者は担保権者としての被保険利益すなわち債権者利益を有するにすぎないものと解している（倉沢・前掲一〇二頁以下）。この立場では、設定者は保険の目的物のフル・ヴァリュエーにおいて有効に損害保険契約を締結しうるのに対して、担保権者は自己の債権保全利益の価額の範囲内でのみそれが可能となるということになり、さらに、両者は被保険利益を異にするものであって、超過保険・重複保険の問題は生じないことになるわけである（ちなみに担保権者が保険金額の支払を受けるためには、自己の有する債権を保険者に委付することが必要であり、そのことによって不労利得の問題は生じないことになる）。

ただ、この点は一にかかって譲渡担保の法律構成特に当事者間の内部関係における実質的権利の帰趨をどのようにとらえるかというすぐれて民法学上の問題であり、その説明はこれを民法学に譲るほかないが、本判決の保険法学上の問題点は、担保権者および設定者のいずれにも被保険利益を認めた上で、これを重複保険としてとらえているところにある。つまり、両者が共通の被保険利益を有し、したがって、ともにフル・ヴァリュエーにおいて有効に損害保険契約を締結しうるものとしているところにある（現行の火災保険契約が、その普通保険約款の定めを見る限り、所有者利益を契約の目的としていることは明らかである。一方、担保権者の利益を目的とする契約としては、別個に債権保全火災保険契約がある）。

これを民法学上の譲渡担保の法律構成に還元させれば、いわゆる期待権説ということになる。すなわち、どちらか一方が解除条件付権利を、他方が停止条件付権利を有し、ともに条件付ながら所有権を有するものとするわけである。このような見解は、かねてから大隅健一郎博士および田辺康平博士の主張するところである（大隅「判批」法学論叢六六巻四号一〇一頁以下、田辺「他人の物の保険」福岡大学創立三〇周年論集九五頁以下）。筆者はこれらのいずれにも賛しえない（倉沢・前掲一〇〇頁以下参照）が、それにもまして、かりに期待権としての所有者利益を被保険利益として両者の契約がともに有効であるとしても、その効果は危険負担であって、保険事故発生によって具体化される保険金債権は、損害発生時の損害額によってその内容が定まるものである。したがって、損害発生時に債務の弁済という条件が成就していない限り、両者がともに目的物の損害額と等しい損害をこうむるということとはありえない。

もし、債務の弁済という条件が成就するまでは、担保権者は停止条件付所有権のみを有するにすぎないものとすれば、その価値は確率的価値にすぎないのであって、それはとりも直さず債権保全利益の価額ということになるであろう。

これに対して、担保権者と設定者が一個の所有権を共有する場合に準じて考えるものとするならば、本件におけるY保険会社の主張するように、既に受領した共済金額はこれを本件火災保険金額から控除すべきことになるはずである。

本判決のように解した場合、担保権者および設定者はともに固有の権利として保険金請求権をもつことになり、損害填補を超える給付がなされうることになってしまう。現に、本件では、担保権者Aは被担保債権額一〇〇〇万円を超える二〇〇〇万円の保険金額で本件火災保険契約を締結しており、これが全額において有効なものと解すると、設定者への保険金支払を命ぜら

れた保険会社が、Aがその損害を超えて受領した保険金額を取り戻す途が閉ざされてしまうことになる。
なお、本件はA保険会社から控訴・上告されたが、最二小判平成五年二月二六日(民集四七巻二号一六五三頁)によって上告が棄却され、本判旨が維持された。

倉沢康一郎

〔最高裁判事例研究 三二三〕

昭和二九11 (最高民集八巻
七号一四四三頁)

請求の原因の変更とならない一事例

建物所有権確認事件(昭和二九年七月二七日第三小法廷判決)

X(原告、控訴人、被上告人)とY(被告、被控訴人、上告人)は、昭和二二年八月頃、福岡市内に、共同出資で二戸建の家屋(以下本件家屋)を建築し、各一戸を所有することを約定した。同年一二月二〇日、Yは訴外Aから本件家屋の敷地の借地権を得た。XYは、借地権がY名義であること、及びXが当時郷里の佐賀県に居住していて交渉に不便であったことから、建築許可の申請及び請負契約の締結等はすべてY名義でなし、家屋竣工の後、Xに一戸の所有権を移転する旨の約定を結んだ。その後昭和二二年一月末頃、本件

家屋が竣工し、Xは、Yが建築請負契約等に要した費用七万円のうち、建築許可申請費、材木代、材木運搬費等計三万六千円を交付した。同年二月一日、Xは本件家屋のうちの二戸に入居した。ところが、Yは、本件家屋は自ら単独で建てたYの所有にかかるものであり、Xから交付を受けた右金銭は、Xが主張するような出資金ではなく、借入金であるとして、Xに対し本件家屋の家賃を請求した。そこで、Xから本件家屋のうち一戸がその所有に属することの確認と所有権移転登記手続を求めたのが本件である。

なお、本件訴え提起の段階では、本件家屋については登記がなされておらず、計画していた飲食店業が法令による禁止で営業不能となり、生活にも窮するようになったためか、Yは、第一審係属中にその全部を訴外Bに譲渡し、Bが昭和二三年一二月一四日に所有権保存登記をしたという事情がある。

第一審は、Xの請求を棄却したが、訴訟費用はYの負担とした。